

総社市道路の位置の指定申請の手引き

平成30年 4月 1日制定

平成30年10月 1日改正

総社市 建設部 建築住宅課

目 次

総社市道路の位置の指定要領

第1章 総則

第1条 (趣旨)

第2条 (適用範囲)

第3条 (用語の定義)

第2章 技術基準

第4条 (技術基準の準用)

第5条 (指定道路の平面計画)

第6条 (指定道路の幅員)

第7条 (指定道路の隅切り)

第8条 (指定道路の勾配)

第9条 (指定道路の路面)

第10条 (排水施設)

第11条 (防護施設の設置)

第3章 申請方法

第12条 (道路の位置の指定申請)

第13条 (築造承認)

第14条 (工事完了届)

第15条 (完了検査)

第16条 (道路の位置の指定)

第17条 (変更又は廃止の申請に係る図書の省略)

第18条 (市道認定された指定道路の扱い)

道路の位置の指定申請の手続きの主な流れ

手続き等の補足事項

道路の位置の指定申請に係る法令抜粋

- ・ 建築基準法
- ・ 建築基準法施行令
- ・ 建築基準法施行規則
- ・ 総社市建築基準法施行細則

様式集

- ・ 様式第1号 道路の位置の指定 (変更・廃止) 申請書
- ・ 様式第2号 道路の位置の指定 (変更・廃止) 通知書
- ・ 様式第3号 道路の位置の指定 (変更・廃止) 区域内の権利者等一覧表
- ・ 様式第4号 権利者の承諾書
- ・ 様式第4号の2 位置指定道路管理者の承諾書
- ・ 様式第5号 確約書
- ・ 様式第6号 指定道路築造承認通知書
- ・ 様式第7号 工事完了届
- ・ 様式第8号 閲覧用図書
- ・ 参考様式 位置指定道路管理者の承継承諾書

総社市道路の位置の指定要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4第1項の規定に基づき、道路の位置の指定（変更及び廃止を含む。）を行う際の判断に必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要領の適用範囲は、法42条第1項第5号の規定に基づき、位置の指定を受けようとする道路及びその道路に接する敷地とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項に規定する開発区域をいう。
- (2) 道路 法第42条に規定する道路をいう。
- (3) 2項道路 法第42条第2項に規定する道路をいう。
- (4) 指定道路 法第42条第1項第5号の規定により、市長から位置の指定を受けようとする道路又は受けた道路をいう。
- (5) 既存道路 道路のうち既存のものをいう。
- (6) 幅員 道路の有効幅員（図8）をいう。
- (7) 延長 道路の幅員の中心を結ぶ直線の距離をいう。
- (8) 袋路状道路 一端のみが他の道路に接続したものをいう。

第2章 技術基準

(技術基準の準用)

第4条 指定道路の技術基準は、この章に掲げるもののほか、開発許可申請の手引き（岡山県、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、一般社団法人岡山県建築士会発行の最新版）の規定を準用できるものとする。

(指定道路の平面計画)

第5条 指定道路の両端は、他の道路に接続しなければならない。（図1）ただし、次の各号のいずれかに該当し、土地の利用に支障がないと認めた場合はこの限りではない。

- (1) 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する場合は、既存部分の延長を含む。）が、3.5m以下の場合（図2）
- (2) 終端が公園、広場、その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合（図3）
- (3) 延長が3.5mを超える場合で終端及び区間3.5m以内ごとに国土交通大臣の定める基準（昭和45年建設省告示第1837号）に適合する自動車の転回広場が設けられている場合（図4、5、6）
- (4) 幅員が6m以上の場合（図7）

(指定道路の幅員)

第6条 指定道路の幅員は、原則として6m以上とすること。(図8)ただし、延長が120m以下で通行上支障がない場合は、幅員を4m以上とすることができる。

(指定道路の隅切り)

第7条 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)には、角地に別表1に掲げる長さ以上の隅切りを設け、その部分を指定道路の部分とすること。ただし、隅切りの部分に既存の建築物、高い擁壁、若しくはがけ等があり、隅切りを設けることが著しく困難と認められる場合で、一方の隅切りを別表1に掲げる長さ各々1mを加えた長さにした場合は、この限りでない。(図9)

2 指定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所、内角が60度以下となる角地に設ける隅切りは、内角の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを2m以上とした三角形を含むものとする。

3 2項道路から接続して指定道路をする場合の道路後退部分の隅切りと転回広場のとり方は、道路後退線からとすること。

(指定道路の勾配)

第8条 指定道路の縦断勾配は12%以下であり、かつ階段状でないものであること。

(指定道路の路面)

第9条 指定道路の路面は、アスファルト舗装又はコンクリート舗装等とすること。(図10)

2 指定道路の縦断勾配が9%を超える場合は、すべり止め舗装等安全上必要な措置を講じること。

3 路面の横断勾配は、路面の排水上支障がないよう適当な勾配を設けること。(図8)

(排水施設)

第10条 路面の高さは、当該指定道路に近接する用排水路、水田等の最高水位及び降雨を考慮して冠水等により通行に支障のない高さにする。

2 指定道路には、路面及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠等を設け末端を公共下水道、都市下水路その他の排水施設に接続し適切な排水ができる構造とすること。

3 側溝は、原則として道路両側に設けること。ただし、周囲の状況等によりやむを得ない場合は、この限りではない。

4 側溝の構造はコンクリート製又はこれと同等以上のものとし、集水枡を指定道路に段差がある箇所、屈曲する箇所及びその他必要な箇所に設置すること。(図11)

(防護施設の設置)

第11条 指定道路のうち屈曲、がけ等の存する通行上危険を伴うおそれがある箇所又はなだれ、落石等により当該指定道路の構造に損傷をあたえるおそれのある箇所には、ガードレール、柵擁壁等の適当な防護施設を設けること。

第3章 申請方法

(道路の位置の指定申請)

第12条 道路の位置の指定、変更又は廃止を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、道路の位置の指定(変更・廃止)申請書(様式第1号)正副2通に、それぞれ次の表1及び表2に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

表 1

図書の書類	作成要領・明示すべき事項等
委任状	・代理人が申請者に代わって申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨を記載した委任状を添付のこと。
公道等接続承諾書	・既存道路との接続については、既存道路の所有者その他の権利者の承諾書を添付すること。(任意様式) ・承諾書に代わるものとしては、他法令の許可証等の写しの添付によることも可。
区域内の権利者等の一覧 (様式第 3 号)	・開発区域内の土地及び建物の権利者名及び位置指定道路管理者名等を記入すること。 ・所有権以外の権利が設定されている場合は、その設定権利者も記入すること。
権利者の承諾書 (様式第 4 号)	・開発区域内の全ての権利者(申請者を除く)の承諾書が必要。 ・公道、農道、林道又は水路敷等を含む場合は、これらの所有者若しくは管理者の承諾書又は承諾があったことがわかる書類を添付すること。 ・土地区画整理地区内で仮換地指定の終了地等の場合は、仮換地通知書又はこれに代わる権利者であることを証明する図書を添付すること。
位置指定道路管理者の承諾書 (様式第 4 号の 2)	・区域内の権利者等の一覧に記入した全ての位置指定道路管理者(申請者を含む)の承諾書が必要。
登記事項証明書及び印鑑登録証明書	・指定道路部分の土地及び建物の登記事項証明書並びに承諾者の印鑑登録証明書(3ヶ月以内のもの)を添付すること。
確約書 (様式第 5 号)	・指定道路に隣接した土地が同一所有者の土地でその合計面積又は開発区域に隣接して同時期に造成等がなされた1,000㎡以上ある土地については、1年間開発行為を行わず、また、開発する目的での売買等を1年間行わない旨の確約書を添付すること。
指定道路の変更又は廃止に伴う承諾書等 (様式第 3 号) (様式第 4 号) (様式第 4 号の 2)	・指定道路の変更又は廃止を申請する場合、変更又は廃止に伴う指定道路の土地の所有者、その他の権利者及び位置指定道路管理者並びにその道路に面した土地及び建物の所有者その他の権利者に所定の事項の記入及び押印を受けたものを添付すること。 ・私有地の場合は、印鑑登録証明書及び土地の登記事項証明書を添付すること。
関係法令に基づく許可証等	・申請に係る工事が道路法、河川法又はその他の関係法令に基づき許可承認等を要するときは、許可及び承認書等の写しを添付すること。
その他の書類	・その他必要と認める書類がある場合は、これを添付すること。

表 2

図書の種類	作成要領・明示すべき事項等
付近見取図 S=1/2, 500	・縮尺及び方位 ・指定道路の位置及び開発区域 ・目標地物
地籍図 S=1/500	・地番、地目、所有権者名及び権利者名 ・指定道路の位置及び開発区域(指定道路に接して敷地となる区域と指定道路部分。以下同じ。)の境界

	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域を含んだ関係土地の公図（法務局備え付けのものに限る。）を転写し、転写者名及び日付を記入の上押印すること。
道路及び敷地平面図 S=1/250～1/500	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺，方位 ・指定道路及び開発区域の境界 ・指定道路の幅員，延長，中心線及び屈曲等の角度，すみ切り長さ並びに転回広場の幅員及び長さ ・接続する既設道路の種類及び幅員 ・指定道路の排水施設の位置，種類，流水方向及び放流先等 ・指定道路及び排水施設の高さ ・指定道路の断面の位置
道路横断面図 S=1/200 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路の幅員 ・側溝の各寸法（内法，幅，深さ及び厚さ等） ・指定道路及び開発区域の境界 ・工作物等の構造物 ・路面構造及び勾配
道路縦断面図 S=1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・道路中心線の長さ，高低差及び勾配 ・指定道路及び開発区域の境界 ・工作物等の構造物
丈量図	<ul style="list-style-type: none"> ・指定道路及び開発区域の面積を求積したもの。（2項道路の後退部分の面積は含めないこと。） ・単位は小数第二位までとし，小数第三位を切り捨てること。
詳細図 S=1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の詳細図，橋梁等の平面図及び断面詳細図等
その他の図書	その他必要と認める図書がある場合は，これを添付すること。 （道路斜線検討及び天空率検討等を含む。）

（築造承認）

第13条 市長は，申請書の内容を審査し，現地調査の結果，指定基準に適合していると認めたときは，指定道路築造承認通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。この場合において，築造工事は，原則として築造承認の通知を受けた後に着手しなければならない。

2 敷地を造成するために高さが2mを超える擁壁を築造する場合は，工作物の確認申請手続きを経てから擁壁の築造工事に着手すること。

（工事完了届）

第14条 申請者は，指定道路の築造工事が完了したときは，すみやかに工事完了届（様式第7号）1通に次の表3に掲げる関係図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 指定道路の位置を明確にするため，指定道路の起点，屈曲点及び終点には，耐久性のある杭等の境界標示を設けなければならない。この場合において，2項道路に接続する場合は，道路後退とすみ切りとの交点2箇所境界標示を設けるものとする。ただし，道路側溝等の構造物があり，位置が明確にわかる場合は，この限りではない

3 申請者は，原則として指定道路部分（道路敷きを含む。）を分筆し，地目を公衆用道路として登記しなければならない。この場合において，2項道路に接続する場合は，道路後退した部分についても分筆しなければならない。

表 3

図書の種類	作成要領・明示すべき事項等
道路平面図	・工事完了後の確定測量により、当初の申請図書から数値等に変更が生じた場合に限り提出すること。
丈量図	・確定測量及び分筆後の丈量図を提出すること。 ・単位は小数第二位までとし、小数第三位を切り捨てること。
地籍図	・分筆後の地籍図を提出すること。 ・開発区域を含んだ関係土地の公図（法務局備え付けのものに限る。）を転写し、転写者名及び日付を記入の上押印すること。
登記事項証明書	・分筆後の指定道路部分の土地に関する登記事項証明書
位置指定道路管理者の承諾書 （様式第4号の2）	・分筆後の指定道路部分の全ての管理者の承諾書
閲覧用図書 2部 （様式第8号）	・付近見取図及び地籍図は、関係土地及び指定道路部分を色分けし明示すること。 ・道路及び敷地平面図は、指定道路、道路敷き及び水路等を色分けし、道路の長さ、幅等の寸法及び勾配を分かりやすく明示すること。 ・道路横断図は道路の標準部分を記入すること。
工事写真	・着工前写真 ・完成写真 ・施工写真（舗装、盛土、路床、路盤等の厚さ及び転圧状況並びに擁壁、側溝等の工作物の設置状況）
その他の書類 2部	・築造承認以降に指定道路の区域の権利者に変更が生じた場合は、新たな権利者等の一覧表、権利者の変更があった指定道路部分の土地及び建物に関する登録事項証明書、当該権利者の承諾書並びに印鑑登録証明書 ・築造承認以降に指定道路の区域の位置指定道路管理者に変更が生じた場合は、新たな権利者等の一覧表、当該変更後の位置指定道路管理者の承諾書並びに印鑑登録証明書 ・その他必要と認める関係書類

（完了検査）

第15条 市長は、前条の工事完了届の提出があった場合は、次の各号について検査を行うものとする。

- （1） 指定道路が接続する道路の幅員、指定道路の中心、幅員、延長、隅切りの寸法、指定道路及び側溝の構造等、設計図書に記載された内容
- （2） 擁壁、既存建築物の状況等、指定道路に接する宅地の状況
- （3） その他必要と認める事項

（道路の位置の指定）

第16条 市長は、完了検査の結果、申請どおり指定道路が築造されていると認められた場合は、その旨を公告し、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(変更又は廃止の申請に係る図書の省略)

第17条 指定道路の変更又は廃止の申請で、次の各号に該当し市長がやむを得ないと認める場合は、土地及び建物の権利者並びにその他の権利者の承諾を必要としない。

- (1) 廃止される指定道路に接する土地が、法第43条の規定に抵触しない場合
- (2) 廃止される指定道路の部分が、築造されていない指定道路で、廃止について土地及び建物の権利者の同意があることが明らかな場合
- (3) その他廃止又は変更により不利益を受けないことが明らかな場合

(市道認定された指定道路の取扱い)

第18条 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定による供用開始がなされた幅員4m以上の道路の区域内に存する指定道路は、当該区域内に存する部分に限り、廃止されたものとみなす。

- 2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された指定道路に係る残存部分で、特に必要がないと認めるものについては、廃止することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により指定道路の全部又は一部が廃止されたとみなされた場合、又は前項の規定により指定道路の全部又は一部を廃止した場合は、その旨を公告するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から実施する。

別表1 (第7条関係) 道路の隅切りの長さ

指定道路 既存道路 又は指定道路	4 m以上 5 m未満	5 m以上 6 m未満	6 m以上
4 m以上 5 m未満	2. 0 m	2. 0 m	2. 0 m
5 m以上 6 m未満	2. 0 m	2. 5 m	2. 5 m
6 m以上	2. 0 m	2. 5 m	3. 0 m

図1. 通り抜け道路

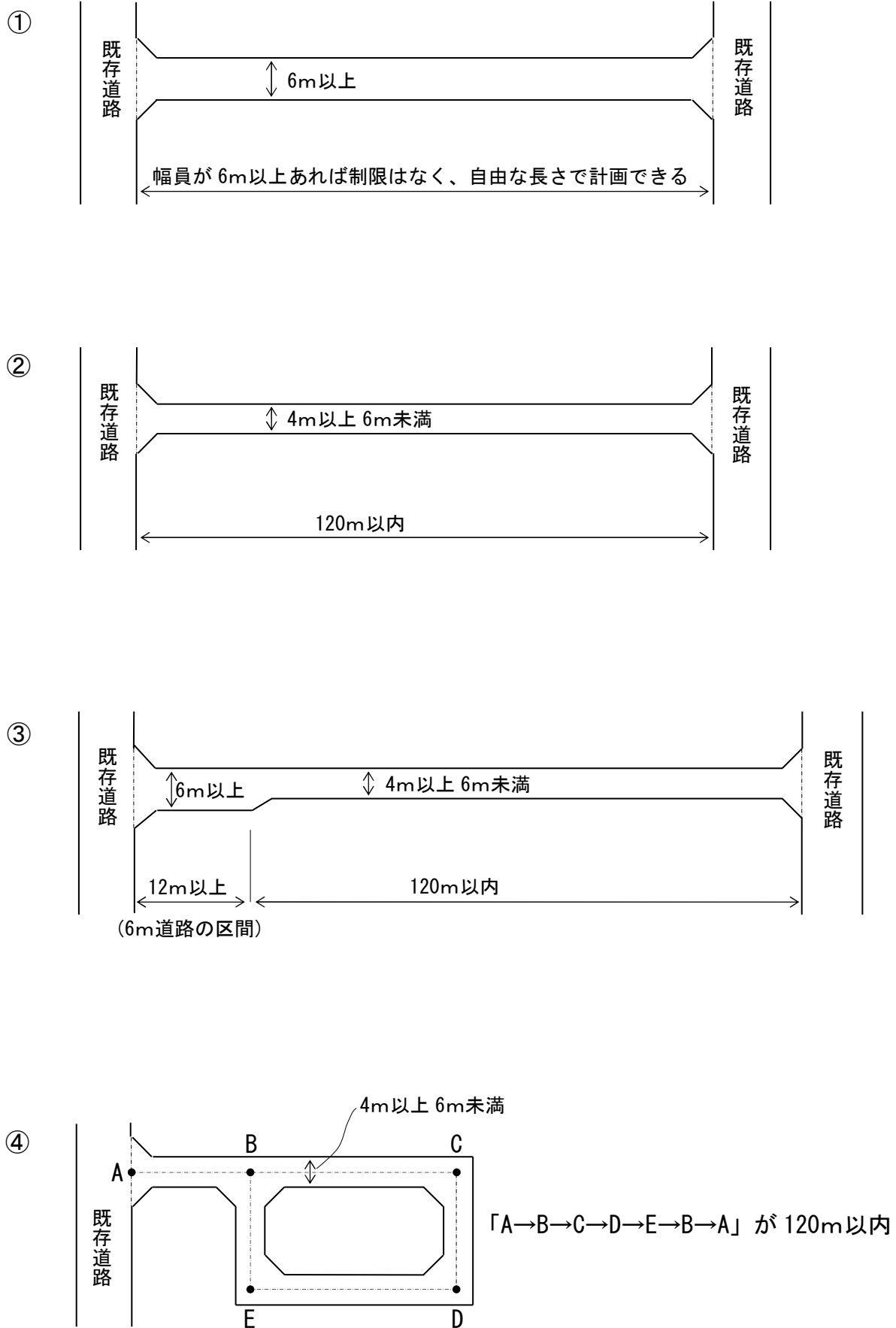
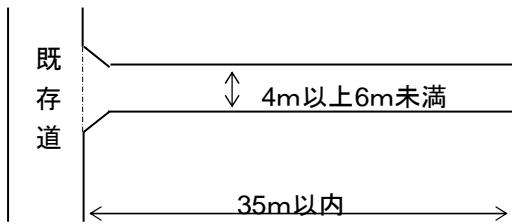
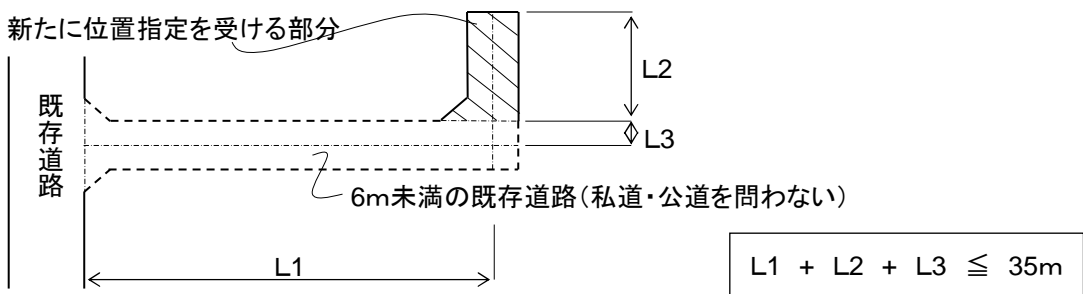


図2. 延長が35m以下の場合

①



②



③

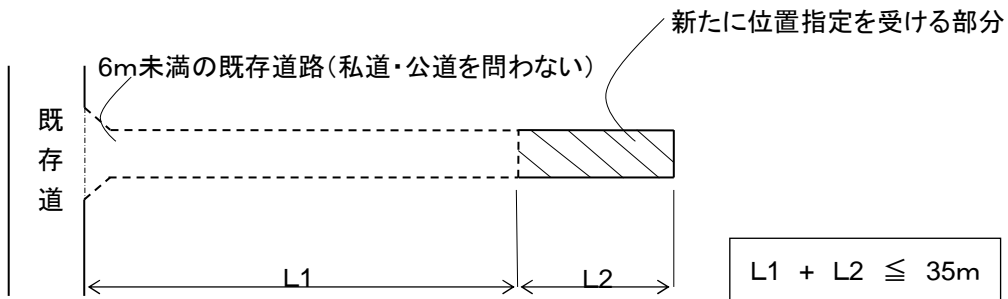
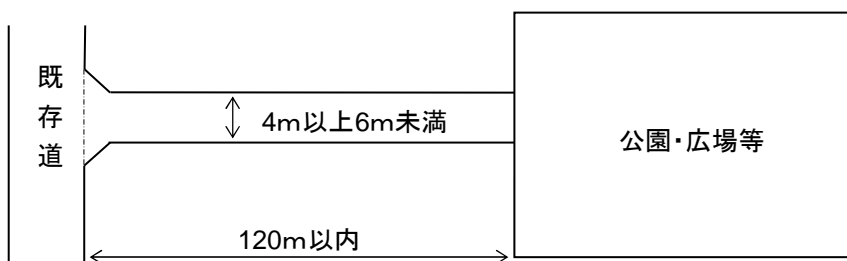


図3. 終端が公園等に接続し自動車の転回に支障ない場合



公園、広場等に類するものとしては、河川敷等の堤防
(転回等については公園、広場等の管理者の承諾が必要)

図4. 中間に設ける転回広場

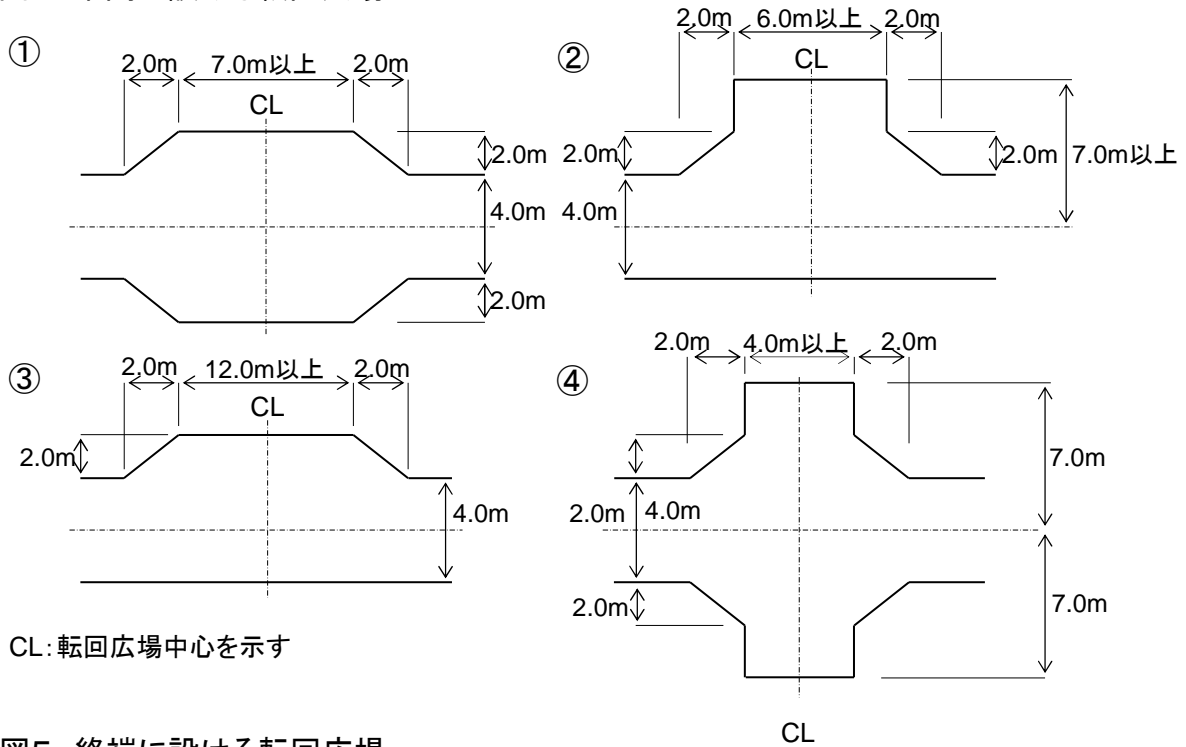
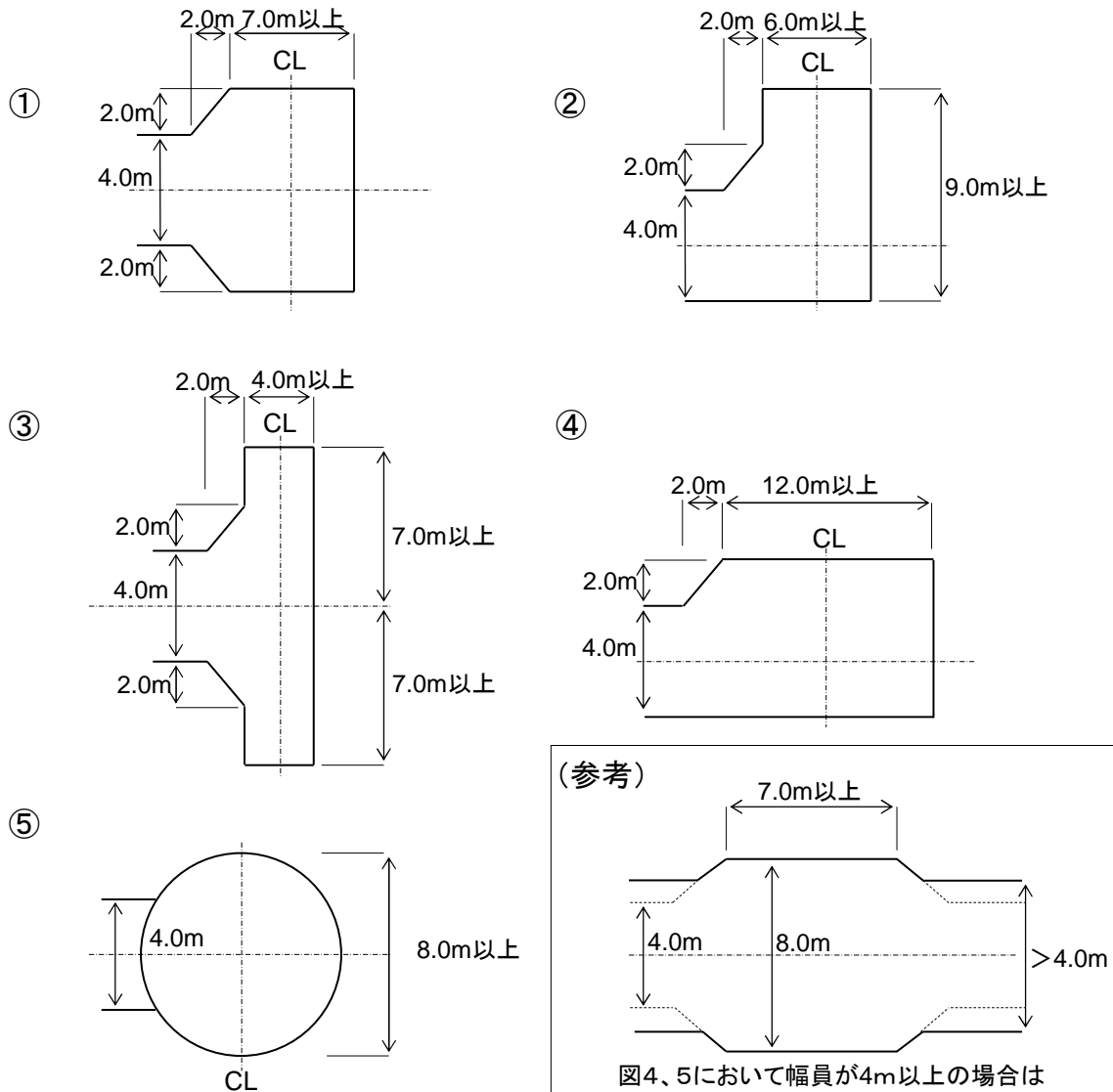


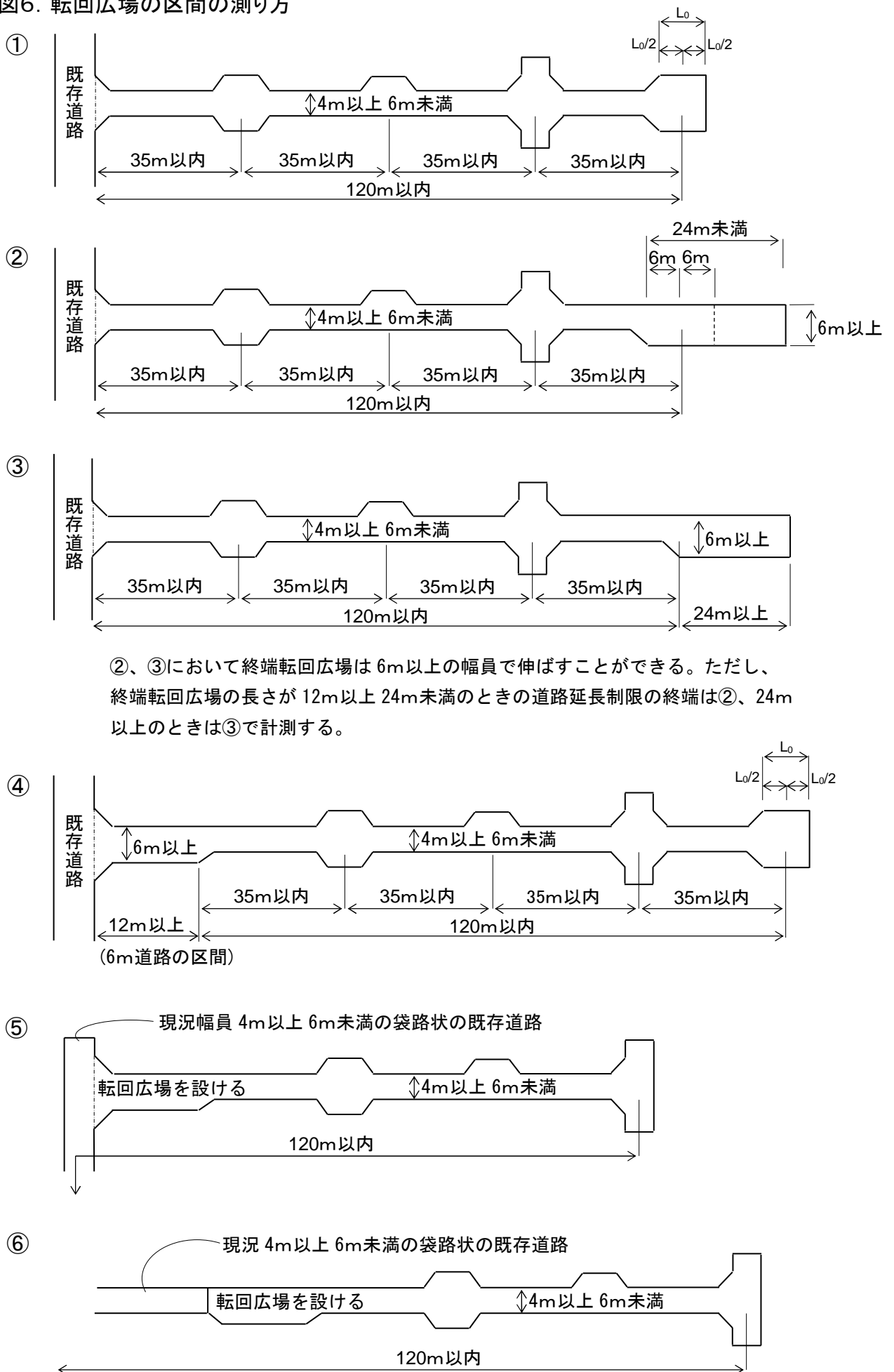
図5. 終端に設ける転回広場



(参考)

図4. 5において幅員が4m以上の場合
それぞれ当該形状を含むものであればよい。

図6. 転回広場の区間の測り方



②、③において終端転回広場は6m以上の幅員で伸ばすことができる。ただし、終端転回広場の長さが12m以上24m未満のときの道路延長制限の終端は②、24m以上のときは③で計測する。

図7. 幅員(6m以上の場合)

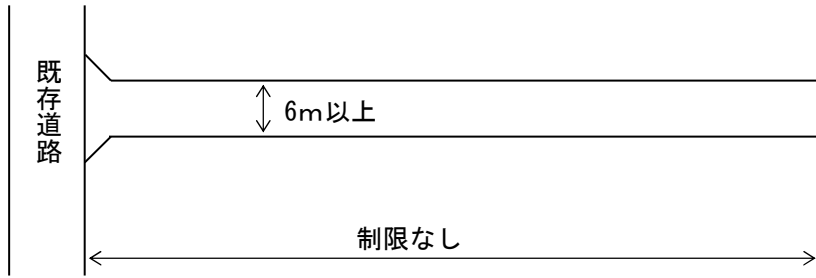
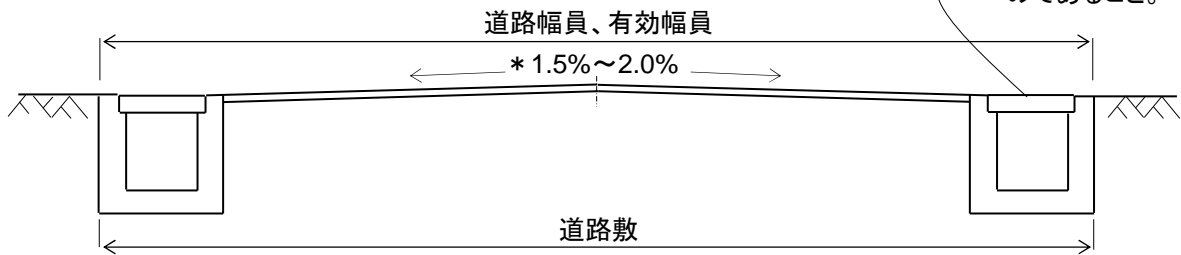
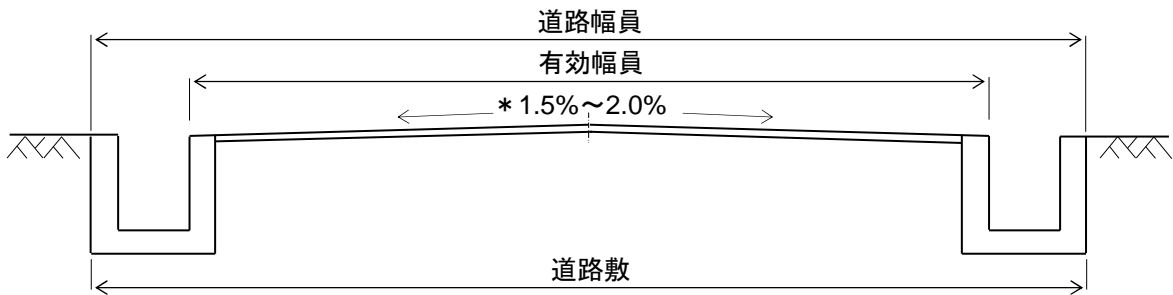


図8. 道路幅員の取り方

①U型側溝設置の場合(蓋設置)



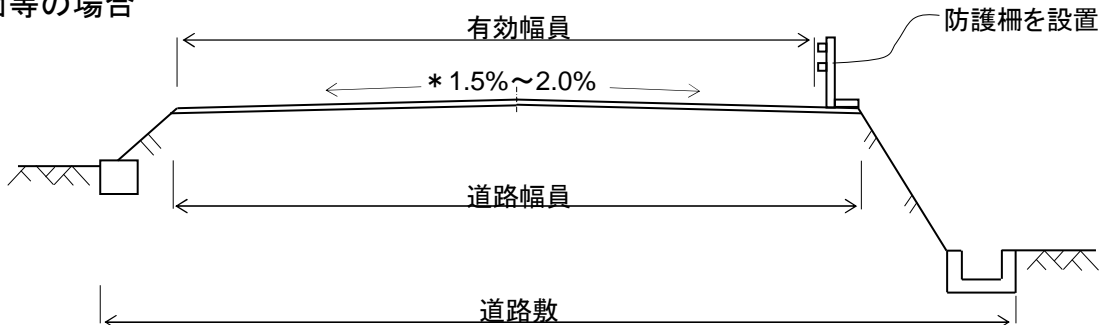
②U型側溝設置の場合(蓋なし)



③L型側溝設置の場合



④法面等の場合

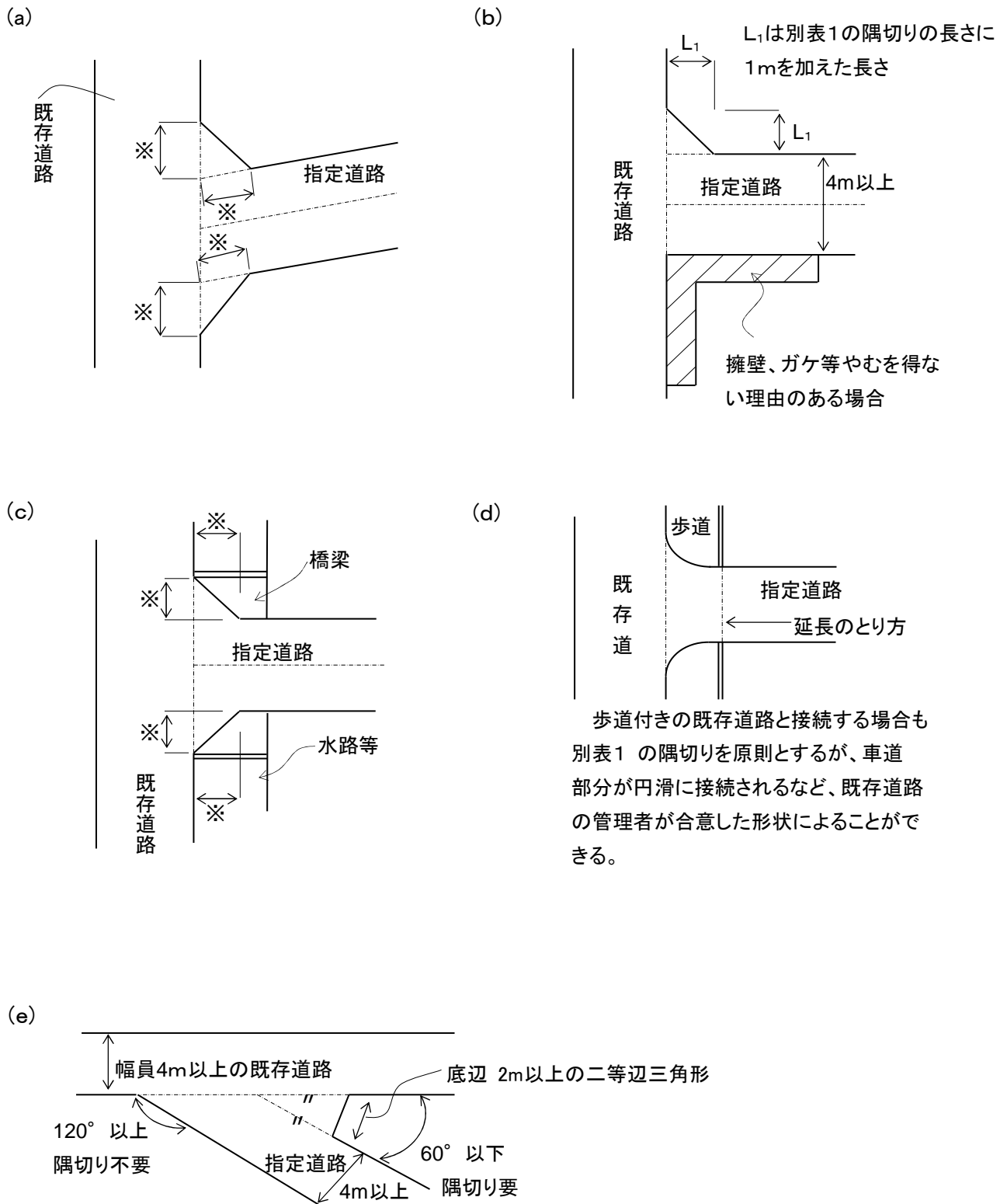


* 横断勾配は、片勾配のときを除き、1.5%から2.0%を標準とする。

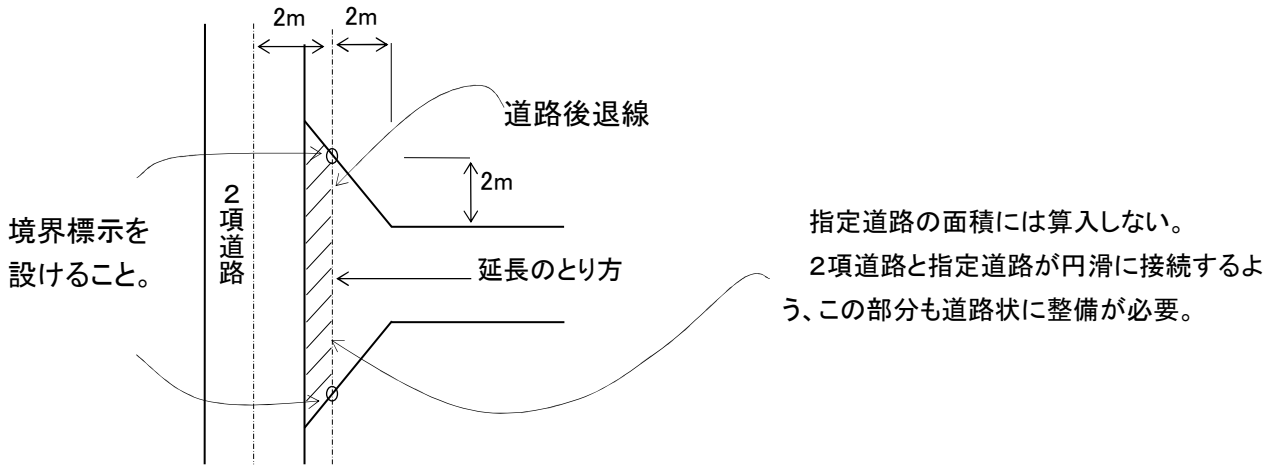
図9. 隅切りの取り方

① 一般的隅切り

※隅切り長さは、二等辺の辺長が別表1の数値を満たすこと。



②法第42条第2項道路より接続して道路指定をする場合



※ 指定時に道路後退部分の分筆が必要(下図:分筆の例)

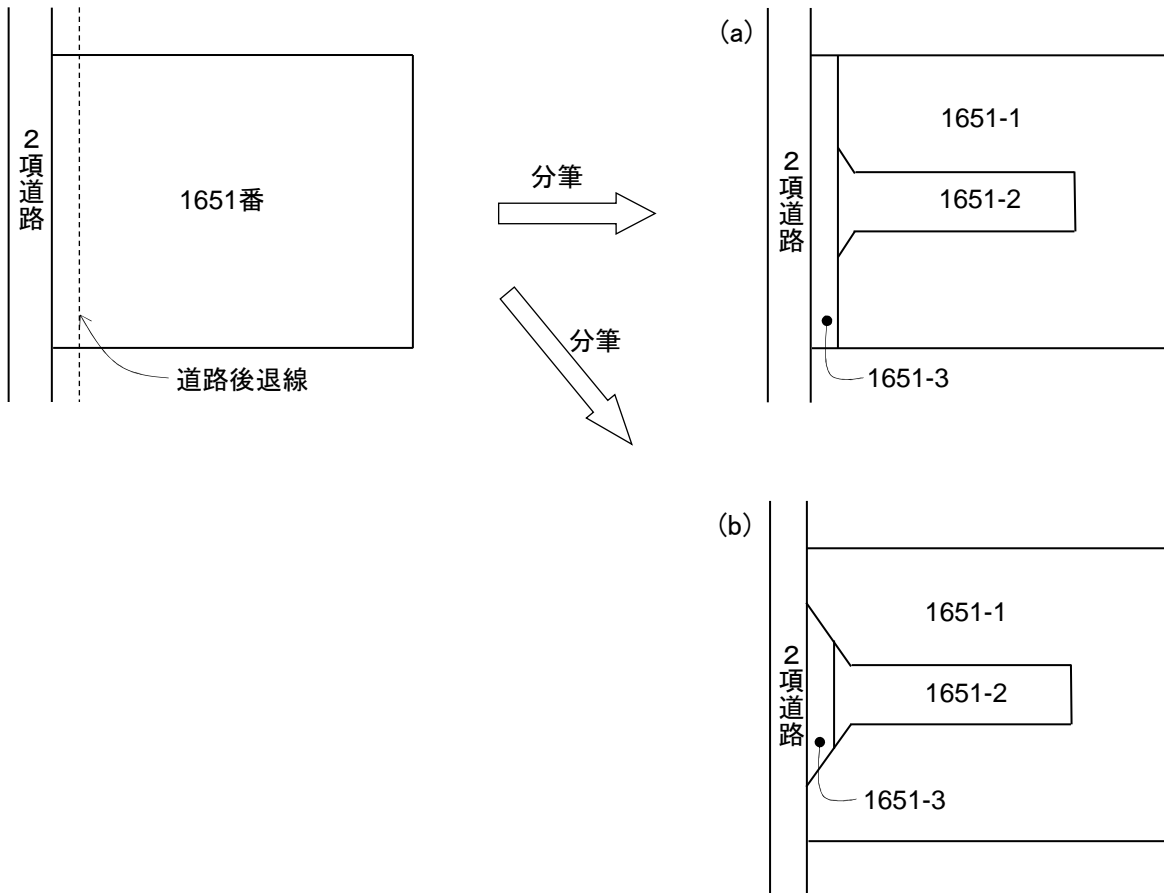
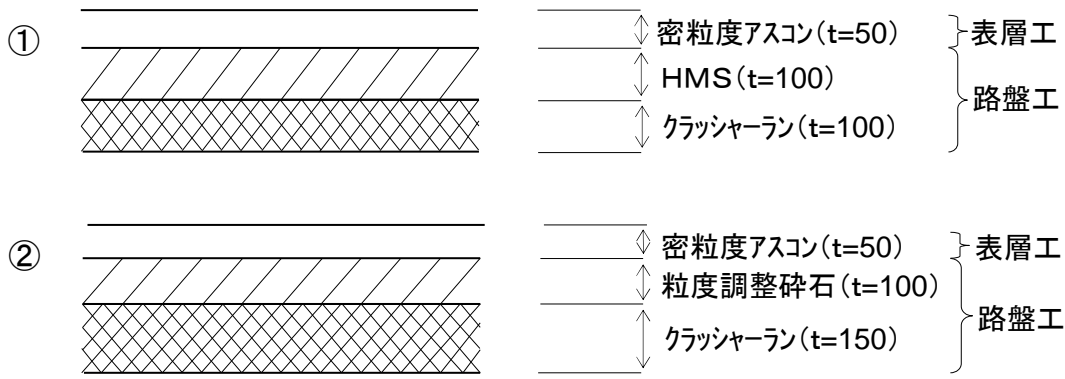


図10. 道路の構造(標準図)



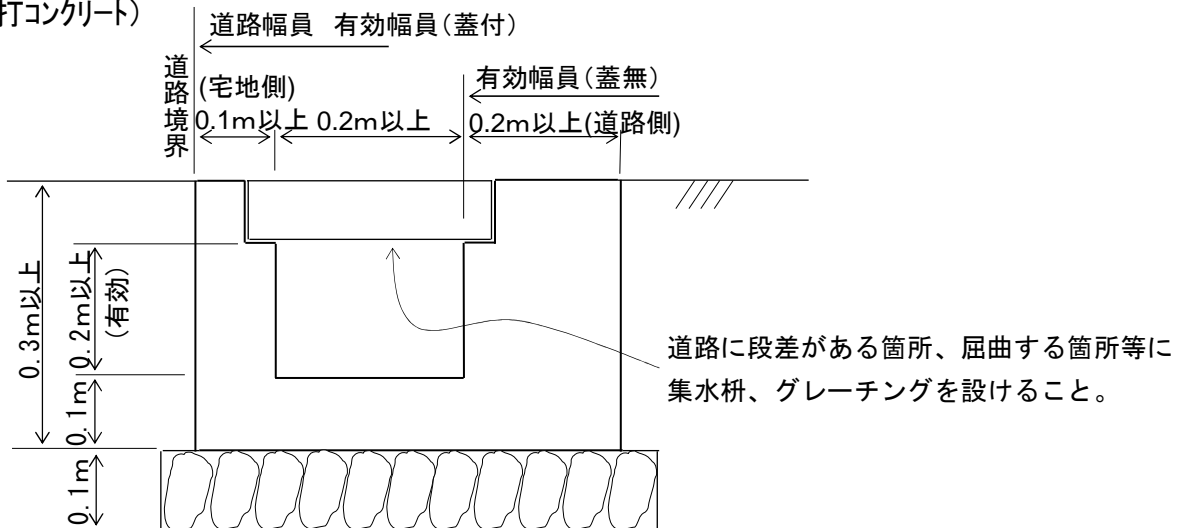
上記①、②は標準舗装構成であり、現地の状況等により、これにより難しい場合は、別途検討すること。

図11. 排水設備(標準図)

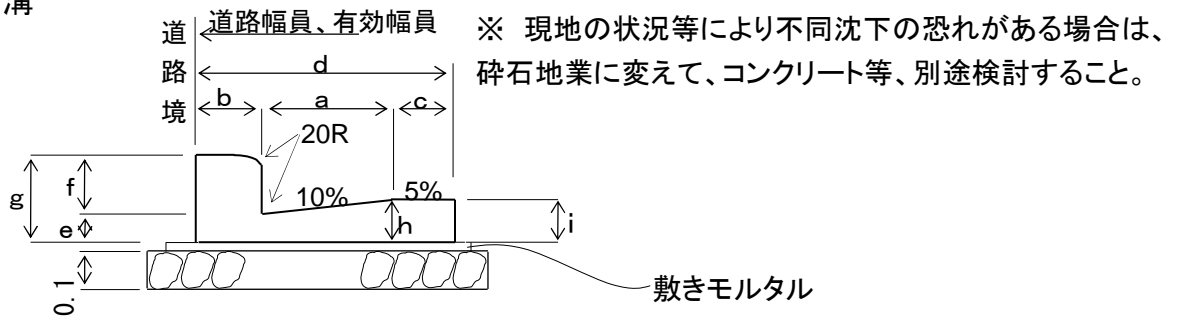
側溝は①、②を標準とし、これと同等以上の構造とすること。
ただし、JIS規格品についてはこの限りでない。

① U型側溝

(現場打コンクリート)



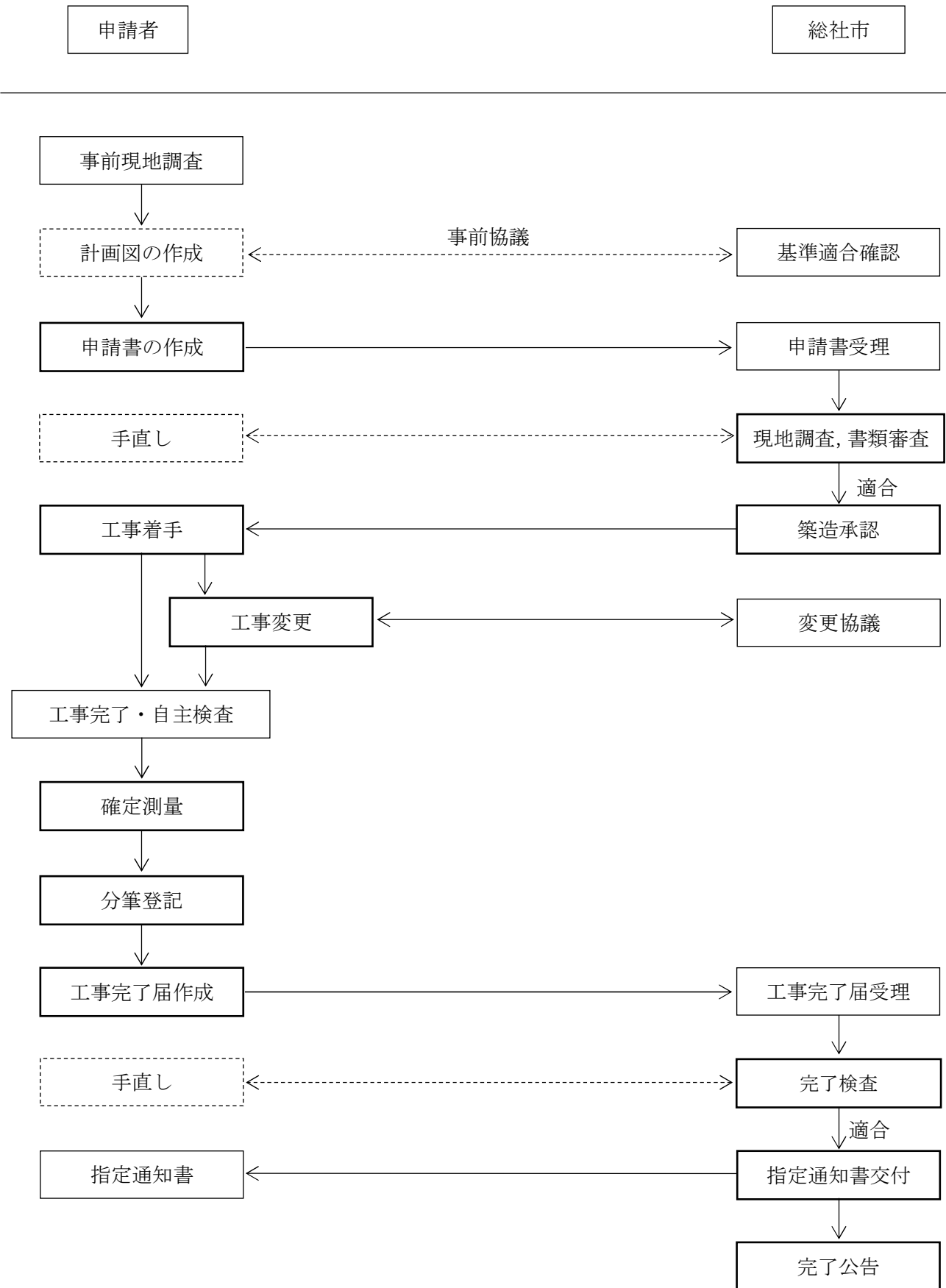
② L型側溝



L型側溝(コンクリート二次製品)

呼び方	寸法(mm)									鉄筋			
										縦鉄筋		横鉄筋	
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	径(mm)	数量(本)	径(mm)	数量(本)
250B	250	100	100	450	55	100	155	80	85	4	5	4	5
300	300	100	100	500	55	100	155	85	90	4	5	4	5
350	350	100	100	550	55	100	155	90	95	4	5	6	5

道路の位置の指定申請の手続きの主な流れ



手続き等の補足事項

■事前現地調査

接続する既存道路の種別、形状、幅員を調査してください。種別は建築基準法上のどの道路に該当するかを確認し、形状は袋路状道路であるか否かを確認してください。申請地周辺の状況についても農道、水路、土地の高低等をあわせて調査してください。また、申請指定道路部分の維持管理について、必ず関係土地所有者等と協議した上で、位置指定道路管理者を選定してください。

■事前協議

申請者は現地調査のうえ計画図を作成し、必要に応じて市と事前協議を行ってください。あらかじめ指定基準に適合するかどうかを確認することで、その後の申請をスムーズに進めることができます。

- 当該計画において開発区域（指定道路に接して敷地となる区域と指定道路部分）及び開発区域以外の区域を含め全体の面積が 1,000 ㎡以上の造成工事を計画している場合は、都市計画法に基づく開発許可対象となる可能性があるため、開発部局（県建築指導課開発指導班）と協議し開発許可申請の要否について確認してください。
- 当該計画の指定道路部分へ上水道又は下水道を設置する場合は、それぞれの担当課（上水道課又は下水道課）へ協議を行い、協議内容に基づいて施設の設計をしてください。また、築造工事にあわせ別途、所定の手続きを行うこと。
- 当該計画の指定道路について、市道への寄付採納を計画している場合は、道路管理担当課（地域応援課・土木課）へ協議を行い、協議内容に基づいて指定道路の設計をしてください。
- 当該計画が分譲住宅地等を目的としたものであれば、ゴミ集積所の設置の要否について担当課（環境課）と協議をしてください。

■現地調査・書類審査

申請書の書類審査及び現地調査の結果、指定基準に適合していない場合、申請者若しくは代理者に保留事項を記載した審査シートを送付します。申請に関しての保留事項等を整理し、修正手直しを行ってください。なお、申請書類の持ち帰りはできません。

■築造工事の着手及び工事変更

- 工事の施工は、申請書に添付した計画図のとおり、また関係法令に基づく許可証等に付された条件のとおり施工してください。
- 工事の着手後に申請図書との変更が生じた場合は、変更に伴い指定基準に適合しない箇所が出来てくるおそれがあるため、事前に市と協議を行ってください。

■確定測量

工事が完了したときは、開発区域を含め、確定測量を実施してください。また、指定道路の位置を明確にするため、道の起点、屈曲点及び終点には、耐久性のある杭等の境界標示を設けてください。

また、2項道路に接続する場合は、道路後退線と隅切りとの交点2箇所に境界標示を設けてください。

■分筆登記

原則として指定道路部分（道路敷きを含む）を分筆し、地目を公衆用道路として登記してください。2項道路に接続する場合は、道路後退した部分についても分筆してください（基準 図9②）。

■完了検査

完了検査の結果、指定基準に適合していない場合は申請者若しくは代理者に保留事項を記載した審査シートを送付します。保留事項等を整理し、修正手直しを行ってください。現地検査の手直しは再度、現場確認をすることを原則としますが、軽微なものについては、写真等の提出に代えることがあります。

■その他

位置指定道路管理について、完了公告後に位置指定道路管理者を変更する場合は、元の位置指定道路管理者は新たな位置指定道路管理者に対し道路を適切に維持管理することについて十分説明し、当該道路の管理を承継したことが分かる書面（参考様式）を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有することとしてください。

道路の位置の指定申請に係る法令抜粋

建築基準法 抜粋

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

1～4 略

5 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2 この章の規定が適用されるに至った際に現に建築物が立ち並んでいる幅員4m未満の道で、特定行政庁の指定したものは、前項の規定にかかわらず、同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離2m（前項の規定により指定された区域内においては、3m（特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認める場合は、2m）。以下この項及び次項において同じ。）の線をその道路の境界線とみなす。ただし、当該道がその中心線からの水平距離2m未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離4mの線をその道路の境界線とみなす。

3～6 略

建築基準法施行令 抜粋

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。

イ 延長（既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が3.5m以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が3.5mを超える場合で、終端及び区間3.5m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6m以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2mの二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

2・3 略

建築基準法施行規則 抜粋

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副二通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地（以下この条において「土地」という。）の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道路を令144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明 示 す べ き 事 項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路（以下この項及び次条において「指定道路」という。）の種類
- 二 指定の年月日
- 三 指定道路の位置
- 四 指定道路の延長及び幅員

2 略

3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

総社市建築基準法施行細則 抜粋

第16条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止を申請しようとする者は、道路の位置の指定（変更・廃止）申請書に権利者等の一覧並びに権利者の承諾書及び位置指定道路管理者の承諾書その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の承諾書には、道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止につき承諾した者の印鑑証明書を添えなければならない。

3 市長は、第1項の申請に対し道路の位置の指定又はその変更若しくは廃止の決定をしたときは、道路の位置の指定（変更・指定）通知書を当該申請者に交付するものとする。

第16条の2 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定による供用開始がなされた幅員4m以上の道路の区域内に存する指定道路（前条第3項の規定により道路の位置の指定を受けた道路をいう。以下同じ）は、当該区域内に存する部分に限り、前条の規定にかかわらず、廃止されたものとみなす。

2 市長は、前項の規定によりその全部又は一部が廃止された指定道路に係る残存部分で、特に必要がないと認めるものについては、前条の規定にかかわらず、廃止することができる。

3 市長は、第1項の規定により指定道路の全部又は一部が廃止されたとみなされた場合、又は前項の規定により指定道路の全部又は一部を廃止した場合は、その旨を公告しなければならない。